

議員発案第 2 号

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書」を提出するものとする。

平成28年6月28日 提出

提出者 三条市議会議員 西川重則

賛成者 三条市議会議員 小林誠

同 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 野崎正志

同 三条市議会議員 阿部銀次郎

同 三条市議会議員 岡田竜一

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書

新潟水俣病の公式確認から50年を迎えた。この間、最高裁判所は、二度にわたって現行の認定基準(昭和52年判断条件)では認められなかった被害者を水俣病患者と認めて、国や加害企業に賠償を命じた上、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めている。

しかるに、本年4月末現在、県内の認定申請者が162名を数えているように、また国や昭和電工を被告とした訴訟が行われているように、新潟水俣病は終わっていない。昨年5月31日、新潟市内で開催された新潟水俣病公式確認50年式典において、望月環境大臣は悲惨な公害が二度と繰り返されないよう、環境行政の推進に全力で取り組むことが自らの使命であると述べたが、未救済被害者への対応については言及しなかった。

一方、新潟県知事は同日、今なお潜在患者が相当数いることを踏まえ、全ての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立等を求めるふるさとの環境づくり宣言2015を発表した。

また、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(水俣病特措法)の救済判定をめぐる、国は異議申立てができる行政処分には当たらないとの見解を示しているが、新潟県は処分性があるとして異議申立てを認め、行政不服審査法に基づいて審理を行っている。この件については、著名な行政法学者らが、国の見解はこれまでの判例・通説に反すると指摘している。

については、国会並びに政府におかれては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 新潟水俣病の早期解決に向けて、被害者・国・加害企業など関係者が一堂に会する話し合いの場を設けること。
- 2 平成21(2009)年7月に成立した水俣病特措法の第37条に定めている指定地域等居住者の健康に係る調査研究として阿賀野川流域住民の健康被害実態調査を速やかに実施すること。
- 3 潜在患者が名のり出ることができるよう、環境を整備すること。
- 4 昭和30(1955)年頃から昭和53(1978)年頃までに阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取組を行うこと。
- 5 水俣病特措法の異議申立てを認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

三条市議会議長 武石栄二

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

経済産業大臣 環境大臣